

2023年目標 学科対策

＜受験経験者向け＞

法規の得点アップ法伝授します！！



(おおや よしつぐ)

担当講師/ **大屋喜嗣**

横浜校 総合学科講座
設計製図本講座
主任講師

自己紹介

(おおや よしつぐ)
担当講師/ **大屋喜嗣**

横浜校 総合学科講座
設計製図本講座
主任講師

ちょっと珍しい**文系の一級建築士**。「**頭の良さと試験の点数はまったく関係が無い**」が口癖。
自身、高校3年生の5月の某全国公開模擬試験で、全校でケツから8位(内5人欠席)、偏差値29を記録。
(←全国でも後ろに63人しかいなかった)

学園祭終了から勉強を始め、学費を稼ぐアルバイトの傍ら、大学入試を突破。

建築士試験に於いては、√(ルート)どころか、**三角比も解からず勉強をスタート**するも
H18年、最低合格率(学科**10%**・設計製図**30%**)の年、「完全合格図」で、試験を突破し
そのときの経験を元に、バカでも受かる「大屋式勉強方(建築士版)」を考案し指導者となる。

出題されやすい順番から覚えていく事と、**苦手科目を克服**することが、
もっとも楽な合格方法と信じている。

好きな言葉 「**無理**はしない、手は抜かない」

科目ごとの基準点・目標点

科目	出題数	科目基準点	合格最低条件		目標	
			得点	得点率	得点	得点率
計画	20	11	14	70%	16	80%
環境	20	11	14	70%	16	80%
法規	30	16	24	80%	26	87%
構造	30	16	21	70%	24	80%
施工	25	13	17	68%	18	72%
合計	125	67	90	72%	100	80%

法規の必勝法

法規の試験は、スピードが命。
試験問題すべてを法令集で確認する時間はない。
覚えられる内容は覚え、覚えられない内容のみ
法令集で確認する。

1時間45分で30問を解答 ⇒ 1問当たり**3.5分**
※120肢を6,300秒 ⇒ 1肢 **52.5秒**

法規の勉強のフロー

- Step.1 法令集(法律)の構造、構成を理解する。
⇒書いてある場所が分かる
- Step.2 問題の意図・解き方を理解する。
- Step.3 無限の時間があれば解答を導きだせる。
- Step.4 トレーニングを積み、時間内に解答出来る。
- Step.5 完成型

【暫定版】下記日程表は変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。2022年7月27日版

2023年目標 一級建築士 総合学科本科生 日程表【新宿校】					
講義時間	9:30	12:00	13:00	15:30	16:30
2022年					
10月16日(日)	1	構造本講義秋1	構造本講義秋2	オリエンテーション	
10月23日(日)	2	構造本講義秋3	構造本講義秋4	構造確認秋テスト1.2	
10月30日(日)	3	構造本講義秋5	構造本講義秋6	構造確認秋テスト3.4	
11月6日(日)	4	構造本講義秋7	構造本講義秋8	構造確認秋テスト5.6	
11月13日(日)	5	構造本講義秋9	構造本講義秋10	構造確認秋テスト7.8	
11月20日(日)	6	法規本講義秋1	法規本講義秋2	法規確認秋テスト9.10	
11月27日(日)	7	法規本講義秋3	法規本講義秋4	法規確認秋テスト1.2	
12月4日(日)	8	法規本講義秋5	法規本講義秋6	法規確認秋テスト3.4	
12月11日(日)	9	法規本講義秋7	法規本講義秋8	法規確認秋テスト5.6	
12月18日(日)	10	法規本講義秋9	法規本講義秋10	法規確認秋テスト7.8 (宿題：法規確認秋テスト9.10)	
2023年					
1月8日(日)	11	環境設備本講義1	環境設備本講義2	オリエンテーション	
1月15日(日)	12	環境設備本講義3	環境設備本講義4	環境確認テスト1.2	
1月22日(日)	13	環境設備本講義5	環境設備本講義6	環境確認テスト3.4	
1月29日(日)	14	環境設備本講義7	環境設備本講義8	環境確認テスト5.6	
2月5日(日)	15	施工本講義1	施工本講義2	環境中間テスト	
2月12日(日)	16	施工本講義3	施工本講義4	施工確認テスト1.2	
2月19日(日)	17	施工本講義5	施工本講義6	施工確認テスト3.4	
2月26日(日)	18	施工本講義7	施工本講義8	施工確認テスト5.6	
3月5日(日)	19	施工本講義9	施工本講義10	施工確認テスト7.8 (宿題：施工確認テスト9.10)	
3月12日(日)	20	計画本講義1	計画本講義2	施工中間テスト	
3月19日(日)	21	計画本講義3	計画本講義4	計画確認テスト1.2	
3月21日(火・祝)	22	計画本講義5	計画本講義6	計画確認テスト3.4	
3月26日(日)	23	法規本講義1	法規本講義2	計画中間テスト (宿題：計画確認テスト5.6)	
4月2日(日)	24	法規本講義3	法規本講義4	法規確認テスト1.2	
4月9日(日)	25	法規本講義5	法規本講義6	法規確認テスト3.4	
4月16日(日)	26	法規本講義7	法規本講義8	法規確認テスト5.6	
4月23日(日)	27	法規本講義9	法規本講義10	法規確認テスト7.8	
4月30日(日)	28	法規本講義11	法規本講義12	法規確認テスト9.10	
5月3日(水・祝)	29	構造本講義1	構造本講義2	法規中間テスト (宿題：法規確認テスト11.12)	
5月7日(日)	30	構造本講義3	構造本講義4	構造確認テスト1.2	
5月14日(日)	31	構造本講義5	構造本講義6	構造確認テスト3.4	
5月20日(土)	32	構造本講義7	構造本講義8	構造確認テスト5.6	
5月28日(日)	33	構造本講義9	構造本講義10	構造確認テスト7.8	
6月4日(日)	34	構造本講義11	構造本講義12	構造確認テスト9.10 (宿題：構造確認テスト11.12)	
6月11日(日)	35	構造本講義13	構造本講義14	構造中間テスト (宿題：構造確認テスト13.14)	
6月18日(日)	36	直前演習環境 (2.5時間)	直前演習法規 (3時間)	法規タイムトライアル (1時45分)	
6月25日(日)	公開模試				
7月9日(日)	37	直前演習施工 (2.5時間)	直前演習構造 (3時間)	法規タイムトライアル (1時45分)	
7月16日(日)	38	直前演習計画 (2.5時間)	直前テスト (4.5時間) 13:00～17:30		

講義時間：午前9:30～12:00、午後13:00～15:30 テスト15:40～16:30

直前期：前半9:30～12:00 後半13:00～18:30

持ち込みが可能な法令集

条件1. 文等の順序入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと
(省略は認められる)

条件2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外解説等を付していないこと
イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示
(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)

ロ. 改正年月日

ハ. アンダーライン(二重線、囲み枠含む)

ニ. ○、△×の記号

(3) 認められる書込み等の例

【構造耐力】

第 20 条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが 60 m を超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法 に関して*¹ 政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷

令36条 P147

(4) 認められない書込み等の例



☐ は、特定防火対象物を示す

防火管理者必要

10人収容 ▲

30人収容 ▲

50人収容 ■

消防法施行令（抄）

別表

別表第1 （第1条の2—第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2—第4条の3、第6条、第9条—第14条、第19条、第21条—第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4—第36条関係）

(1)	イ <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u> ロ <u>公会堂又は集会場</u>
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ <u>遊技場又はダンスホール</u> ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ <u>カラオケボックス</u> その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、 <u>料理店</u> その他これらに類するもの ロ <u>飲食店</u>
(4)	▲ <u>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</u>
(5)	イ <u>旅館、ホテル、宿泊所</u> その他これらに類するもの ▲ ロ 寄宿舍、下宿又は <u>共同住宅</u> ■

（認められない理由）

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、○、△、×等の記号のみ場合は、許容する。

ルールを理解した上で線引き始めよう

建築基準法 ● 第1条

建築基準法

昭和25年5月24日法律第201号

最終改正：令和3年5月26日法律第44号

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【用語の定義】

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは堀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 **特殊建築物** 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、

四 **居室** 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 **主要構造部** 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

【関連】【構造耐力上主要な部分】**令第1条3号**⇒129

【関連】【安全上重要である建築物の部分】**法37条**⇒38

【関連】【特定工程】**令第11条**⇒134

【関連】【特定天井】**令第39条3項**⇒148

【関連】【強化天井】**令第112条4項一号**⇒177

【関連】【防煙壁】**令第126条の2**⇒189

六 **延焼のおそれのある部分** 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある建築物の部分（ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。）

イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生す

線引き

オレンジ

●オレンジ（ベース色）の下線は
本文中のポイント

オレンジ

●オレンジのマーカー（太線）は
強調部分

【例】法6条1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）

二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13 m若しくは軒の高さが9 mを超えるもの

三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

線引き

赤	●重要な用語
<u>青</u> 青	●青の下線は ただし書、除外規定 ●青のマーカー（太線）は ただし書等の強調部分
黄	●「法」から「令」へ飛ぶ部分、 関連など。

近年の出題概要

分 類		問数
用語、 面積・高さ	用語の定義	2
	面積・高さ	
建築手続等	確認済証の交付	2
	建築手続	
一般構造規定 ・設備	一般構造規定	2
	建築設備	
防火・避難	耐火・準耐火	5～6
	防火・準防火地域	
	防火区画	
	内装制限	
	避難施設	
	防火・避難融合	
構造規定	構造計算・構造強度	3
集団規定	道路等	4
	用途地域	
	容積・建ぺい率	
	高さの制限	

分 類		問数
その他・雑則 ・融合	地区計画・建築協定	2～3
	既存不適格建築物	
	特定行政庁の許可・ 条例による制限	
	基準法融合	
21問		
建築士法等	建築士法	4
	士法・基準法融合	
	職業倫理	
関係法令	都市計画法	5
	消防法	
	バリアフリー法	
	耐震改修促進法	
	品確法	
	その他・融合	
9問		

法令用語、言い回しに慣れよう！！

法2条

屋根及び柱若しくは壁を有するもの



○ 屋根及び(柱若しくは壁)を有するもの

➡ 「屋根及び柱」 or 「屋根及び壁」

× (屋根及び柱)若しくは壁 を有するもの

主要構造部と構造耐力上主要な部分

主要構造部 (法 2 条五号)

防火上重要な部分

壁(間仕切壁を除く)

柱(間柱等を除く)

床(最下階を除く)

はり(小ばりを除く)

屋根(ひさしを除く)

階段(屋外階段等を除く)

構造耐力上主要な部分 (令 1 条三号)

構造強度上重要な部分

基礎、基礎ぐい

壁

柱

土台、床版

斜材(筋かい、方づえ、火打材)

横架材(はり、けた)

屋根版、小屋組

室の種類		構造計算の対象	(い) 床の構造 計算をする 場合 (単位 N/㎡)	(ろ) 大はり、 柱又は基礎 の構造 計算をする 場合 (単位 N/㎡)	(は) 地震力を 計算する 場合 (単位 N/㎡)
(1)	住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室又は病室		1,800	1,300	600
(2)	事務室		2,900	1,800	800
(3)	教室		2,300	2,100	1,100
(4)	百貨店又は店舗の売場		2,900	2,400	1,300
(5)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する建築物の客席又は集会室	固定席の場合	2,900	2,600	1,600
		その他の場合	3,500	3,200	2,100
(6)	自動車車庫及び自動車通路		5,400	3,900	2,000
(7)	廊下、玄関又は階段	(3)から(5)までに掲げる室に連絡するものにあつては、(5)の「その他の場合」の数値による。			
(8)	屋上広場又はバルコニー	(1)の数値による。ただし、学校又は百貨店の用途に供する建築物にあつては、(4)の数値による。			

積載荷重 (令85条1項～3項)

- 2 柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合においては、前項の表の(ろ)欄の数値は、そのささえる床の数に応じて、これに次の表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。ただし、同項の表の(5)に掲げる室の床の積載荷重については、この限りでない。

ささえる床の数	2	3	4	5	6	7	8	9以上
積載荷重を減らすために乗すべき数値	0.95	0.9	0.85	0.8	0.75	0.7	0.65	0.6

- 3 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第1項の規定によって実況に応じて計算した数値が1㎡につき3,900N未満の場合においても、3,900Nとしなければならない。

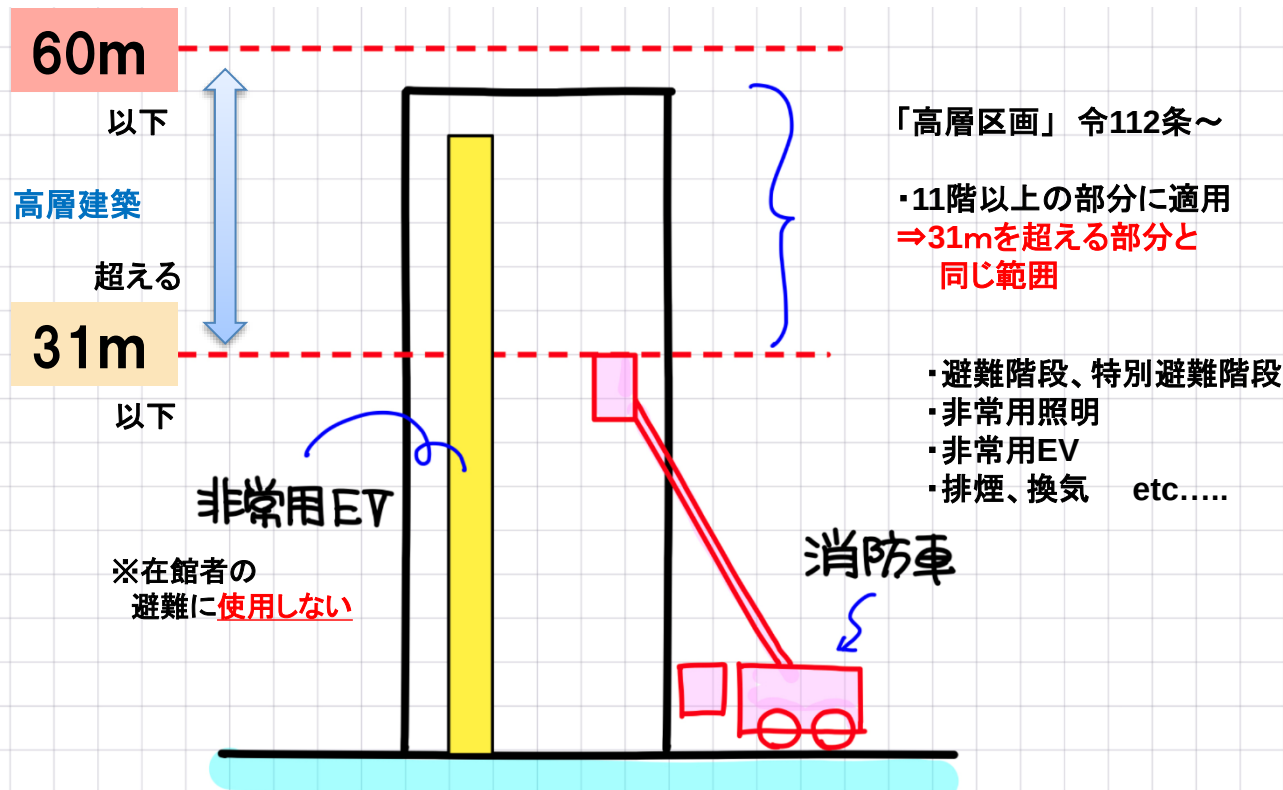
積載荷重 (令85条1項～3項)

★ 積載荷重

単位 → N/m²

住 宅		自動車車庫	
病 室		百貨店に連絡する通路	
教 室		劇場	固定席
事務所			その他
百貨店の売場		学校、百貨店のバルコニー	
倉庫業の倉庫		屋上広場、バルコニー	
		関連	教室・売場・客席に 連絡する廊下・階段

環境設備ともダブっている！！ (；_ゝA



法規の勉強のフロー

- Step.1 法令集(法律)の構造、構成を理解する。
⇒書いてある場所が分かる
- Step.2 問題の意図・解き方を理解する。
- Step.3 無限の時間があれば解答を導きだせる。
- Step.4 **トレーニング**を積み、時間内に解答出来る。
- Step.5 完成型
- ・スピードアップ完了
 - ・法令集は、確認のみ参照する
- ⇒法令集を使うor使わない肢、ジャンルを
瞬時に判断出来る。 特に他科目とダブってる部分

TACでは、各科目第1回目に**無料体験**を実施しています！！

横浜校は今週末、**27日(日)**9時30分から、法規秋第**1**回！！

※予約不要

11月26日(土)渋谷校 : **荒井講師**

11月27日(日) 八重洲校 : **佐藤博子 講師**
梅田校 : **吉田講師**

構造秋もまだ間に合うぞ！！

11月26日(土)池袋校 **構造秋 第1回** : **神部講師**

学習形態のご案内

コロナ禍で外出を自粛したい時
仕事や学校で忙しい時期・平日は
得意分野は

Web 受講



GWWebフォロー
も受講で学習の負担を軽減し、授業の理解度がUP。また、わからないところをすぐに質問でき、学習のペースを自分で調整できます。

**ハイブリット型学習で
効率UP! 安心度UP!**

外出に心配がなくなったら
時間に余裕のある時期・休日は
苦手分野は

通学 受講



TACの教室講座は
状況に合わせた
ハイブリット型学習で
合格するためには
「受講を継続すること」が必須条件。
TACなら
学習メディアを組み合わせた
ハイブリット型学習で、
どんな時でも学習を継続できます。

質疑応答

本日のセミナーの内容について、ご質問がありましたら、
ZOOMの画面の下にある『Q&A』から、ご質問ください。

**最後まで、ご視聴頂き、
誠にありがとうございました。**

**ZOOM終了後、
表示されるアンケートに回答してい
ただければ、入会金¥10,000免除
コードをプレゼント**